

令和 8 年 9 月定例会

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

鳥 取 県 議 会

目 次

陳 情 の 部（継続分）

陳情一覧表	3
地域県土警察常任委員会	4

陳 情 の 部（新規分）

陳情一覧表	5
総務教育常任委員会	6
地域県土警察常任委員会	7

陳 情 一 覧 表

陳情（継続）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	備 考
地 7年－11 (R7.6.2)	男 女 協 働	旧姓の通称使用の法制化を求める陳情	4頁

陳 情 文 書 表

陳情（継続）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
7年－11 (R7.6.2)	男 女 協 働	旧姓の通称使用の法制化を求める陳情	
▶陳情事項 夫婦同姓制度を維持するとともに、国民が求めている「婚姻に伴う改姓後の不便さや不利益を」完全に解消することができる「旧姓の通称使用」の法制化を速やかに実現することを求める意見書を国に対し提出すること。			

▶陳情理由 女性の社会進出が進み、婚姻後も旧姓の使用を希望する人が増えている。これに関し世論は、家族の同姓原則を維持しつつ、生活の不便不利益を解消する通称使用の制度化を約5割が望み、一方、別姓制度の導入は約7割が子供への悪影響を心配している。 令和2年の政府の「第5次男女共同参画基本計画」では「改姓した人が不便さや不利益を感じることがないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組む」ことが明記されている。 そこで、政府は夫婦同姓制度を維持するとともに、「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、婚姻に伴う改姓後の不便さや不利益の解消に向け、マイナンバーカードや運転免許証への旧姓併記や、旧姓で銀行口座の開設などができるよう、旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組んできた。 しかし、旧姓の通称使用は法律に基づくものではないことから、政府や地方自治体、業界の取組には違いが残り、社会生活上の不便さや不利益が完全に解消されたわけではない。 よって、政府、国会におかれては、改姓後の不便さや不利益を完全に解消するため、旧姓の通称使用の法制化を速やかに実現するよう要望する。
▶提 出 者 旧姓の通称使用を求める会鳥取

陳 情 一 覧 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	備 考
総 8年－17 (R8.8.28)	議 会	鳥取県議会の政務活動費に係る利息の取扱いの適正化について	6頁

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

地 8年－15 (R8.8.27)	輝 く 鳥 取	「TVアニメ『Re:ゼロから始める異世界生活』4th season」コラボレーション企画における広報物の表現及び県の対応について	7頁
地 8年－16 (R8.8.28)	危 機 管 理	島根原子力発電所2号機におけるプルサーマル発電に議会として反対の意思表示を求める陳情	15頁
地 8年－18 (R8.8.28)	地 域	鳥取県議会議員等の選挙における選挙運動用自動車使用等に係る県費負担条例の改正について	18頁
地 8年－19 (R8.9.2)	地 域	非核3原則の堅持を求める意見書を提出するよう求める陳情	20頁

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
8年－17 (R8.8.28)	議 会	鳥取県議会の政務活動費に係る利息の取扱いの適正化について	
▶陳情事項 鳥取県議会の政務活動費に係る利息の取扱いの適正化を求める。			
▶陳情理由 鳥取市議会（4月と10月にそれぞれ6ヶ月分18万円、32名分を交付）及び米子市議会（4月と10月にそれぞれ半年分22万5千円、26名分を交付）の政務活動費では、政務活動費の交付後に発生した利息についても収入に計上する取扱いとされている。 一方、鳥取県議会では、4月と10月にそれぞれ6ヶ月分150万円、35名分の政務活動費が交付されており、それぞれに係る利息も発生しているはずであるが、その額がいくらだったのか、あるいはその利息は現在どうなっているのか不明である。各議員名義の口座にあっても政務活動費の前渡金として交付されたお金に係る利息は公金と考える。政務活動費専用の口座を設ければ当該利息部分の分離・明確化は可能と考えられるので、政務活動費の利息の取扱いについて御検討いただくようお願いします。			
▶提 出 者 鳥取市 個人			

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
8年－15 (R8.8.27)	輝 く 鳥 取	「ＴＶアニメ『Re:ゼロから始める異世界生活』4th season」コラボレーション企画における広報物の表現及び県の対応について	

▶陳情事項

鳥取県議会から県執行部に対して、次の事項を求めること。

- (1) 本コラボレーション企画に係る広報物（ポスター、等身大パネル、パンフレット等）の作成に当たり、「鳥取県行政広報物ガイドライン～男女共同参画の視点に立った表現～」に定める「行政広報物点検表」による事前点検が行われなかったこと（陳情者の照会に対し、同ガイドラインを所管する未来創造課から本企画に係る行政広報物点検表は存在しない旨の回答があったこと）について、その事実関係及び経緯を正式に明らかにすること。
- (2) 今後、県又は県有施設の指定管理者等が、漫画・アニメ作品等とのコラボレーションに係る広報物を作成する場合においても、上記ガイドラインが適用されることを庁内に周知徹底するとともに、同ガイドラインが現在対象としていない暴力的・残虐的表現及び疾病・障がいの状態の描写に関する観点を補うため、同ガイドラインの拡充又はこれに準ずる基準の整備を行うこと。
併せて、コラボレーション企画を所管する観光戦略課において、対象作品の選定基準、権利元から提供される素材の事前確認、関係部局との協議及び事業効果の検証の各手続を定めた「コラボレーション企画実施基準」（仮称）を策定すること。
- (3) 上記(2)の検討、整備及び策定に当たっては、観光戦略課の単独の判断によることなく、上記ガイドラインを所管する未来創造課（男女協働未来創造本部）、鳥取県人権尊重の社会づくり条例を所管する人権尊重社会推進課、及び障がい福祉を所管する部局と共同して行うこと。
- (4) 本コラボレーション企画の検討・決定に至る過程において、鳥取県知事が当該作品の暴力的・性的な内容を認識した上でこれを承認したか否かについて、その根拠となる決裁文書等を含め、鳥取県議会に対して説明すること。
- (5) 上記(1)から(4)までの事項について、鳥取県が達成すべき具体的な期限及び対応内容を明らかにすること。

▶陳情理由

- (1) 本陳情の経緯

鳥取県では、令和8年4月から同年8月末までの間、「ＴＶアニメ『Re:ゼロから始める異世界生活』4th season」とのコラボレーションキャンペーンを実施した。本企画は、鳥取砂丘をはじめとする県内の主要な観光施設に当該アニメの女性キャラクターの等身大パネルやポスターを設置するとともに、スタンプラリーを実施するものである。

陳情者は、本企画の広報物の表現に看過し難い問題があると考え、「鳥取県民の声」制度を通じて鳥取県観光戦略課に意見・質問を提出した。以降、同課との間でメール及び電話による複数回のやり取りを行ったが、その回答には内容の矛盾、質問への未回答等の不備が認めら

れ、また、県が自ら定める条例及びガイドラインを踏まえた検討がなされた形跡も確認できなかった。さらに、事実関係を客観的な資料により確認するために行った公文書開示請求への対応についても、後記(7)のとおり、条例の趣旨に沿ったものとは言い難い経過をたどっている。そのため、この度、鳥取県議会に対し本陳情を提出するものである。

(2) 本企画の広報物における問題点

ア 過度に性的な表現について

展示されているキャラクターイラストの一部には、タイツ状の衣装により下半身のボディラインが過度に強調された表現が用いられている。鳥取砂丘のビジターセンターなど、年齢・性別を問わず多様な人々が訪れる公共の観光施設において、このような表現を来場者の目に触れやすい形で掲示することは、子どもや家族連れの来場者への配慮を欠くものである。

イ 女性キャラクターが暴力により植物状態に陥った様子の表現について

展示物の一部には、車椅子に乗ったまま眠っているキャラクターのイラストが用いられている。当該キャラクターは、作中で敵対者による加害行為の結果として植物状態に陥ったという設定を持つ女性キャラクターであり、当該表現は、女性に対する暴力の帰結を視覚的に想起させるものである。

また、こうした表現を観光振興のコンテンツとして用いることは、県内にもおられる遷延性意識障がい当事者及びそのご家族に対する配慮を欠くとともに、当該キャラクター及び作品を大切に思うファンの心情にも反するものである。

ウ 作品の性質と公共施設におけるコラボレーションの適否について

当該アニメ作品は、登場人物が不条理な暴力（拷問・四肢切断等）を受けて繰り返し死亡し、時間を遡ってやり直すという内容であり、また女性キャラクターの脱衣シーンも頻出する、性的・暴力的表現の強い作品である。これまで鳥取県が連携してきた「名探偵コナン」「ゲゲゲの鬼太郎」等の作品は、登場人物の死が描かれる場面があるとしても、勧善懲悪の枠組みを保った作品であり、本作とは性質が異なるものである。

エ 他の事例との比較

同一アニメ作品とコラボレーションを行った県内のドラッグストアチェーンでは、専用のイラストを用いながらも、植物状態にあるキャラクターの表現は用いず、全キャラクターを健在の姿で描くという配慮がなされている。また、香川県観音寺市が実施した別作品（暴力的な内容を含むアニメ）とのコラボレーションにおいても、キャラクターが市内の観光地で楽しむ構図のイラストを用いることで、作品本来の暴力的・残虐な要素を前面に出さない工夫がなされている。

いずれも、原作の世界観を用いながら、掲出される場に応じた表現上の調整を行うことは十分に可能であることを示している。「原作を再現したものである」という県の説明は、こうした調整を行わなかったことの理由にはならない。

(3) 鳥取県が自ら定める条例及び指針との整合性について

本件の核心は、単なる価値観の相違ではなく、鳥取県が自ら定めた規範を、県自身が遵守していないおそれがあるという点にある。以下、具体的に指摘する。

ア 鳥取県男女共同参画推進条例第22条について

鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）第22条は、「公衆に表示する情報に係る制限」として、次のとおり定めている。

「何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度

の性的な表現を行わないように努めなければならない。」

本規定は「何人も」を名宛人としており、県自身も当然にこれに含まれる。上記(2)アの表現は「過度の性的な表現」に、同イの表現は「異性に対する暴力を……連想させる表現」に、それぞれ該当するおそれが高い。

同条は努力義務規定であり、直ちに違法となる性質のものではない。しかし、県民に対して努力を求める規定を定めた県自身が、県の主要な観光施設において、県費を投じて、当該規定が想定する表現を掲出しているという事実は、条例の実効性そのものを損なうものである。

イ 「鳥取県行政広報物ガイドライン」について

より重大な問題は、鳥取県が既に、上記条例第22条の趣旨を反映するためのガイドラインを策定・運用しているにもかかわらず、本企画においてこれが機能しなかったことが、県側の回答自体によって裏付けられていることである。

鳥取県は、平成17年11月（平成28年6月改訂）、上記条例第22条の趣旨を反映させるものとして、鳥取県男女共同参画計画に定める施策の一つとして「鳥取県行政広報物ガイドライン～男女共同参画の視点に立った表現～」(策定時所管：女性活躍推進課。現在は未来創造課(男女協働未来創造本部)が所管)を策定している。同ガイドラインについて、特に次の各点を指摘する。

(ア) 適用対象

同ガイドラインが対象とする「行政広報物」には、ポスター及びパンフレットが明示的に含まれ、かつ「県有施設の指定管理や県業務の委託により、指定管理者や委託先が作成する広報物を含む」とされている。本企画の広報物は、まさにこの対象に該当するものと考えられる。

(イ) 事前点検の手續とその不履行

同ガイドライン「7 運用」は、各機関に対し、行政広報物の作成に当たって「行政広報物点検表」による自主点検を行うこと(同(2))、指定管理者等が作成する場合には事前に本ガイドラインを提示し、不適切と思われる表現が含まれる場合には修正を指示すること(同(3))を定めている。

この点、陳情者が令和8年8月7日、同ガイドラインを所管する未来創造課に電話で照会したところ、本企画に係る行政広報物点検表は存在しないとの回答を得た。すなわち、本企画においては、県が自ら定めた事前点検の手續が履行されていなかったものと認められる。

また、指定管理者等に対する同ガイドラインの事前提示(同(3))が行われたか否かについても、これまでの県の回答において説明は一切ない。これは所定の内部統制手續の不履行にほかならず、なぜこのような事態が生じたのか、その経緯を県として正式に明らかにすることは、再発防止の前提として不可欠である。

(ウ) 事後対応の定め

同ガイドライン「7 運用」(6)は、「配布・発信後に不適切な表現が含まれていることが判明した場合は、作成課において当該行政広報物を直ちに回収する等の適切な対応を行うとともに、女性活躍推進課に報告し、庁内で情報を共有する」と定めている。

すなわち、県には、事後に問題が判明した場合の対応手續が既に用意されている。にもかかわらず、観光戦略課は、陳情者からの指摘を受けた後も、ガイドライン所管課への報告や庁内共有を行った旨の説明を一切行っていない。

(エ) 「一律の基準の作成は考えていない」との回答について

観光戦略課は、陳情者の要望に対し、「一律の基準(ガイドライン)の作成は考えておりません」と回答している。

しかし、上記のとおり、鳥取県には既に行政広報物に関するガイドラインが存在する。この回答は、県が自ら策定・運用しているガイドラインの存在を前提としないままなされたものと見ざるを得ず、所管課において、本件が同ガイドラインの適用対象であるという認識自体が欠けていた可能性を示唆している。

したがって、本陳情が求めるのは、既存のガイドラインが本件のようなコラボレーション広報物にも適用されることを庁内に明確に周知し、その運用を確実にすること、及び、同ガイドラインが現在は男女共同参画の視点に限られていることから、暴力的・残虐的表現や疾病・障がいの状態の描写に関する観点を補うことである。県が「作品ごとに個別に判断する必要がある」ことを理由に基準の整備を否定するのは、既に基準を持ちながらそれを機能させていないという実態と整合しない。

加えて、同ガイドラインが対象とするのは、作成される広報物の表現面の点検である。コラボレーション企画における対象作品の選定、権利元から提供される素材の事前確認、関係部局との協議、事業効果の検証といった、企画の実施過程全体を律する基準は、現在の鳥取県には存在しない。本件で生じた一連の問題の多くがまさにこの過程で生じていることに鑑みれば、既存ガイドラインの運用の徹底・拡充と併せて、企画の実施主体である観光戦略課自身がこれらの手続を定めた実施基準を策定すること（陳情事項(2)）が、再発防止の実効性を確保するために必要である。

ウ 鳥取県青少年健全育成条例との整合性について

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項は、著しく青少年の性的感情を刺激するもの（第1号）、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するもの（第2号）を、有害図書類として指定できると定めている。同条の指定基準においては、第2号の該当例として「殺人、傷害、暴行、拷問、処刑等の行為又は場面に露骨に表現しているもの」が挙げられている。

鳥取県は、全国的にも積極的に有害図書類の指定を行ってきた自治体として知られ、令和4年には、器具の紹介記事等を理由として複数の書籍を同条第1項第2号に基づき有害図書類に指定し、県外から広く注目を集めた経緯がある。

一方で、本企画が対象とする作品には、拷問や四肢切断といった、まさに同条の指定基準が例示する類型の描写が含まれている。当該作品そのものが有害図書類に該当するか否かはここでは論じないが、他者の出版物に対しては上記のような厳格な基準を適用する県が、自らが実施する事業においては、同種の描写を含む作品を、青少年を含む来場者が訪れる公共施設で顕彰し、スタンプラリー等により青少年の参加を促していることは、県の姿勢として著しく一貫性を欠く。県民から二重基準との批判を受けかねないものである。

エ 障がい者施策に関する県の理念との整合性について

鳥取県は、「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（あいサポート条例）を制定し、障がい及び障がい者に対する県民の理解を深めること、障がいを理由とする差別の解消を図ることを基本としている。また、あいサポート運動を全国に先駆けて展開してきた自治体でもある。

上記(2)イの表現は、意識障がいのある人物が置かれた状態を、観光振興という本来無関係な目的のために視覚的素材として用いるものであり、県が長年にわたり掲げてきた上記の理念と調和するものとは言い難い。少なくとも、企画段階において障がい福祉を所管する部局の意見を聴取すべき事案であったと考える。

オ 鳥取県人権尊重の社会づくり条例との関係について

鳥取県は、平成8年、全国に先駆けて鳥取県人権尊重の社会づくり条例（平成8年鳥取県条例第15号）を制定し、差別のない、真に人権の尊重される社会を目指すことを宣言している。

上記ア、ウ及びエで述べた各点に照らせば、本企画は、この県是ともいうべき理念に照らして十分な検討を経たものとは認められない。

カ 公費支出の適正性について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第14項は、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない旨を定めている。

本企画は県費を投じて実施された事業であり、その効果は客観的に検証されなければならない。しかし後述のとおり、県が本企画を「好評」と評価した根拠は、スタンプラリーの景品が想定より早期に品切れとなったことのみであった。これは事業効果の測定として明らかに不十分であり、公費支出の適正性を説明するに足りるものではない。

（４）海外への訴求を選定理由とすることの当否について

鳥取県は、本企画の選定理由の一つとして、海外のファン層（特に若年層）に対する訴求効果を挙げている。しかしながら、欧米をはじめとする一部の国・地域では、実写であるか否かを問わず、未成年を連想させる性的な表現物に対する規制や社会的な受け止め方が、日本国内よりも厳しい場合があることが指摘されている。例えば米国では、実在する児童の存在を要件とせず、未成年に見える人物が性的に露骨な行為を行っているように描かれた図画（漫画・イラストを含む。）のうち、わいせつと認められるものを対象とする連邦法（いわゆる PROTECT Act of 2003、18 U.S.C. § 1466A）が存在する。

「海外の新規層へのアピール」を選定理由として掲げるのであれば、本来、こうした国・地域ごとの規制や受け止め方の違いについても、事前に十分な検討がなされてしかるべきであった。

しかし、これまでの回答及びやり取りの中で、こうした観点からの検討がなされたことをうかがわせる説明は一切ない。海外への訴求を掲げること自体は否定されるべきものではないが、その相手方における受容のされ方を検討しないまま掲出内容を決定することは、かえって鳥取県及び我が国の対外的な評価を損なうおそれがある。

（５）鳥取県という公的機関が実施することの特殊性について

一般の民間事業者が実施するコラボレーションであれば、その内容に納得できない消費者は、当該企業の商品・サービスの利用を任意に控える（いわゆる「ボイコット」）ことで意思表示をすることができる。これに対し、鳥取県という地方公共団体が主体となって実施する本企画については、県民が県の行政サービスの利用や納税等を回避することは事実上不可能であり、県民は本企画の内容を一方的に受け入れざるを得ない立場に置かれる。

また、本企画は、鳥取砂丘ビジターセンターのように、そもそも当該アニメ作品とは無関係に、幅広い層が日常的に訪れる公共施設において実施されている。このような場所において、来場者が事前に選択・回避する余地のないまま性的・暴力的な表現を含む展示に触れさせられることは、いわゆる「見ない権利」を侵害するものといえる。

前記（３）イに述べたガイドラインが「行政広報物は私的な表現ではなく公的な表現です。男女共同参画を阻害するような内容であってはならないことを認識する必要があります」と明記しているのは、まさにこうした公的表現の特殊性を踏まえたものである。回避可能性を欠く公的表現であるからこそ、民間の事業者以上に慎重な事前検討が求められるところ、本件においてそれが行われた形跡は認められない。

（６）鳥取県（観光戦略課）とのやり取りの経過及びその対応における問題点

ア 「鳥取県民の声」への意見・質問の提出と回答

陳情者は、「鳥取県民の声」を通じて、上記（２）の問題点を指摘するとともに、企画段階における懸念の有無、作品選定の経緯、知事による内容把握の有無等について質問した。これに対し鳥取県観光戦略課は、キャラクターの衣装や状態等は「アニメ4th seasonの世界観を大事にするため原作を再現したもの」であるとしつつ、「可能であれば展示方法等についての変更を検討する」との回答を行った。また、

作品の選定理由については、制作会社からの打診を契機としたこと、及び作品の人気とストーリーとの親和性を理由として挙げるとともに、「多くの方にとって好評をいただいている」とした。

しかしながら、この回答は、陳情者が具体的に指摘した①性的表現、②植物状態のキャラクターの表現という二つの論点について、企画段階での懸念の有無という質問に実質的に答えるものではなく、また、知事が作品の内容を認識した上で承認したか否かという質問についても、明確な回答がなされなかった。

イ 電話でのやり取りにおいて判明した内容とメール回答との齟齬

その後の観光戦略課の担当者との電話でのやり取り（令和8年7月6日を初回として、後記(7)の照会を含めこれまでに計3回）において、以下の点が判明した。

- ・「多くの方に好評」との評価の根拠は、アンケート等の客観的な調査ではなく、「用意していたスタンプラリーの景品が想定より大幅に早い段階で無くなったこと」のみであった。景品の早期不足は準備数量の見込み違いを示すものであり、事業効果の測定としては成り立たない。また、スタンプラリーに参加する層は本企画の表現内容を許容できる人々に限られるため、これをもって県民・観光客全体の評価とすることはできない。
- ・メール回答にあった「展示方法等についての変更を検討する」という記述について電話で確認したところ、「現在、具体的に動いている対応は無い」との回答であった。文書による回答と実際の対応状況との間に、看過できない齟齬が存在する。
- ・本企画はアニメ制作会社からの打診を受けて実施されたものであり、展示イラストも制作会社側が準備したものがほぼそのまま用いられたとのことであった。また、企画の検討過程において、暴力的な要素を含むことについて県庁内で疑義が挙がることはなかったとのことであった。すなわち、県は、外部から提供された素材を、県自身の基準に照らした点検を経ないまま、県の広報物として掲出したことになる。
- ・鳥取県知事は、本企画に際し当該アニメキャラクターの仮装によるPR活動を行っているが、担当者からは、知事が作品の内容（暴力性・性的表現等）について「大まかには把握していたはずだ」という程度の説明しか得られず、知事本人が内容を十分に認識した上で企画を承認したか否かは、依然として明らかになっていない。

ウ 再度の意見提出と鳥取県からの回答、及びその問題点

陳情者は、以上を踏まえ、①問題のある掲示物の撤去、②コラボレーション企画の適否を判断するガイドラインの策定、③人権尊重社会推進課との連携によるその検討・策定、④これらの具体的な期限及び対応内容の明示、の4点を要望として鳥取県に再度提出した。

これに対し鳥取県は、当該掲示物について「展示している各施設への聞き取りの結果、配慮が欠けているという意見は聞いていない」として撤去は行わない考えを示す一方、「ストーリーの説明書きを掲示物に加える」等の対応を権利元と協議のうえ検討するとした。また、ガイドラインの策定については、「作品ごとに個別に判断すべきものであり、一律の基準の作成は考えていない」として、これを行わない旨の回答であった。この回答には、以下のような問題がある。

- ・前記(3)イ(エ)のとおり、県には既に行政広報物に関するガイドラインが存在する。「一律の基準の作成は考えていない」との回答は、この事実を踏まえたものとは認められない。
- ・当初「検討します」としていた対応について、電話では「具体的に動いている対応は無い」との説明があったにもかかわらず、再度の回答では前向きな検討を示す記述がなされるなど、回答内容に一貫性が見られない。
- ・展示に対する懸念の有無について「各施設への聞き取り」のみを根拠としているが、これは掲示を受け入れた施設側の認識に基づくも

のであり、当事者や来場者を含む幅広い関係者の意見を反映したものとは言えない。前記(3)イ(ウ)のとおり、県のガイドラインは、事後に不適切な表現が判明した場合の対応手続を既に定めており、その履行状況についても説明がない。

- ・撤去に代わる対応として示された「ストーリーの説明書きを加える」という方策は、当該表現を前提としたまま掲出を継続し、これに接する者に対して作品の文脈の理解を求めるものであって、公共空間における当該表現の掲出自体の適否という問題に答えるものではない。
- ・知事が作品の内容を認識した上で承認したか否かという論点について、鳥取県から明確な説明は、これまで一度もなされていない。

(7) 公文書開示請求に係る通知の遅延について

陳情者は、令和8年8月7日、以上の事実関係を客観的な資料により確認するため、実施機関を鳥取県知事とする公文書開示請求を電子申請により行った。開示を求めた公文書は、本企画に係る意思決定過程の決裁文書、行政広報物点検表、権利元との協定書・協議に係る記録、事業費に関する書類、及び知事によるPR活動に係る決裁文書等である。同請求は同日中に受理され、電子申請システムの処理履歴にも同日付けの「申込」及び「受理」が記録されている。

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第7条第1項は、実施機関は開示請求があった日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならないと定め、同条第2項は、やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができるが、この場合には、速やかに、開示請求者に対して延長する理由及び期間を書面により通知しなければならないと定めている。

しかしながら、上記の15日の期間が令和8年8月21日をもって満了した後も、陳情者に対しては、開示決定等の通知も、期間延長の通知も、一切なされなかった（陳情者は受信状況を逐一確認しており、見落としはない）。そこで陳情者が令和8年8月24日、担当窓口で電話により状況を照会したところ、開示決定等の期間の延長は既に決定しており、決定自体は15日の期間内に行ったが、延長通知書は未だ発送しておらず、これから発送する、との説明を受けた。また、電子申請システム上のステータスは「受理」までしか反映されない仕組みであり、その後の手続の進行状況を請求者の側から確認する手段はないとのことであった。

その後、令和8年8月25日、期間満了日である同月21日付けの決定期間延長通知書（鳥取県輝く鳥取創造本部長名義）が陳情者に到達した。同通知書によれば、延長後の決定期間は令和8年8月7日から同年9月24日までとされ、延長の理由は、「請求に係る公文書を特定したところ、第三者に関する情報が含まれる見込みであることから、当該第三者からの意見の聴取に一定の日数を必要とするため、当初の期限までに開示決定等を行うことが困難である」というものである。また、同通知書に記載された担当課は観光交流局観光戦略課（魅力発信担当）であり、本件開示請求の処理は、本陳情においてその対応の適否が問われている当の所管課において行われている。

同条例第7条第2項が期間の延長に際して義務付ける書面による通知は、開示請求者が延長の事実、その理由及び新たな期限を知るための唯一の手段であり、これが請求者に到達しない限り、請求者から見れば延長の決定は存在しないに等しい。仮に延長の決定自体が期間内に行われていたとしても、期間満了日の日付を付した通知書が、満了から3日を経た請求者からの照会の時点においてもなお発送されておらず、照会の翌日に至って初めて到達したという経過は、同項の「速やかに」との要請に沿うものとは言いがたい。請求者が自ら照会しなければ、通知がいつなされたかも定かでない。なお、延長の理由とされた第三者からの意見の聴取は、同条例第14条に定められた手続であり、陳情者はその実施自体を問題とするものではない。しかし、本件開示請求の対象には権利元との協定書等、第三者に関する情報が含まれ得ることは請求の内容自体から明らかであったのであり、このことは、通知の発送が上記のとおり遅延したことを正当化するものではない。

さらに、延長後の開示決定等の期限である令和8年9月24日は、同条例第7条第2項が認める30日の延長を上限まで用いたもの（延長後の期間の末日が休日に当たるため、翌開庁日とされたものと解される。）であり、開示の実施はその後となるため、行政広報物点検表の存否

に係る公文書、知事の決裁文書、事業費に関する書類等、本件の検証に不可欠な一次資料の確認は、県議会の9月定例会における審議に間に合わないおそれがある。前記(6)で指摘した回答の齟齬・不備と併せ考えれば、本件に関する県の説明責任の履行状況には重大な疑問があると言わざるを得ず、だからこそ、開示資料の到着を待つことなく、県議会による検証と執行部への説明の要求が必要である。なお、本項に述べた開示請求への対応それ自体は、本陳情の陳情事項としては掲げず、本件に関する県の説明責任の履行状況及び審議の緊要性を示す事実として記載するものである。

(8) 県議会による審議の必要性

本コラボレーション企画の実施期間は令和8年8月末までとされており、鳥取県議会の次期定例会(9月)における審議の時点では既に終了していることとなるため、掲示物の撤去を求める実益は失われている。そのため、本陳情では掲示物の撤去自体は陳情事項として掲げないこととしたが、上記2(2)及び(3)で指摘した問題点が解消されるものではなく、むしろ、今後の同種事案の再発防止に向けた制度的な対応こそが必要であると考えます。

陳情者が「鳥取県民の声」を通じて重ねてきたやり取りにおいて明らかになったのは、本件が、個別の表現に対する好悪の問題ではなく、県が自ら定めた条例及びガイドラインが、事業の実施過程において機能していなかったという、意思決定手続上の問題であるということである。外部から提供された素材を、県自身の基準に照らして点検することなく県の広報物として掲出し、指摘を受けた後も、既存のガイドラインに定められた事後対応手続に言及することすらなく、さらには、条例に基づく公文書開示請求に係る延長の通知すら、法定の期間の満了後、請求者からの照会を経て初めて発送されるという状況は、所管課との個別のやり取りによって是正され得るものではない。

加えて、県の広報活動の前面に立った知事本人が、当該作品の内容をどの程度認識した上でこれを承認したのかが今なお明らかでないことは、行政による意思決定の在り方そのものに関わる問題である。

よって、鳥取県議会において本件を審議いただき、既存の条例及びガイドラインの運用状況の検証と、実効性ある是正措置を執行部に求めていただく必要があると判断し、本陳情を提出するものである。

上記陳情事項につき、ご審議のうえ採択くださるよう、お願い申し上げます。

▶提出者

鳥取市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
8年－16 (R8.8.28)	危 機 管 理	島根原子力発電所 2 号機におけるプルサーマル発電に議会として反対の意思表示を求める陳情	
▶陳情事項 島根原子力発電所 2 号機におけるプルサーマル発電は、通常のウラン燃料による発電と比較して、S＋3Eのいずれの観点から見ても、その向上に資するものではないため、議会として反対の意思を表明すること。 *S＋3E S:Safety（安全性） Energy Security（エネルギーの安定供給） Economic Efficiency（経済性） Environment（環境適合）			

▶陳情理由 中国電力は、島根原子力発電所 2 号機の再稼働に際し、「S＋3E」の観点から原子力発電が必要であると、私たち住民に説明してきた。そして 2024年12月、島根原発 2 号機は約13年ぶりに再稼働した。 その中国電力が今、島根原発 2 号機で新たにプルサーマル発電を実施しようとしている。 しかし、これまでの住民説明会等での中国電力の説明を聞いても、通常のウラン燃料による発電をプルサーマル発電に変更することによって、S＋3Eのどの面が改善・向上するのか、明確な説明はない。 むしろ、以下のとおり、通常のウラン燃料による発電と比較して、プルサーマル発電を積極的に選択すべき合理的な理由は見い出せない。 1 「安全性」の観点 中国電力は、MOX燃料を使用するプルサーマル発電について、通常のウラン燃料による発電と比較して、安全性に「大差はない」と説明している。 しかし、「大差はない」という説明は、プルサーマル発電にすることで安全性が向上することを意味するものではない。 また、重大事故が発生した場合に放出される放射性物質の種類や量、住民の被ばくや健康影響について、通常のウラン燃料を使用した場合との違いが住民に十分説明されていない。 少なくとも、プルサーマル発電に変更することによって安全性が向上する、という説明はなされていない。 2 「エネルギーの安定供給」の観点 国や中国電力は、使用済み燃料を再処理し、取り出したプルトニウムをMOX燃料として利用するプルサーマルによって、天然ウラン資源を
--

1～2割程度節約できると説明している。しかし、この資源節約効果は限定的である。

一方、核燃料サイクル政策において、ウラン資源を飛躍的に有効利用するものとして位置付けられてきたのは、高速増殖炉を中心とする高速炉サイクルであった。しかし、高速増殖炉「もんじゅ」は廃炉となり、高速炉サイクルは今だ実用化していない。

したがって、島根2号機でプルサーマル発電を実施することによって、通常のウラン燃料による発電と比較して、エネルギーの安定供給がどの程度向上するのかについて、その効果の具体的な説明はなされていない。

3 「経済性」の観点

中国電力も、MOX燃料が通常のウラン燃料より高価であることを認めている。一方で、そのコスト増が電気料金や発電コストに及ぼす影響については「わずかである」との説明を繰り返すばかりである。

通常のウラン燃料より高価な燃料をあえて使用する以上、少なくとも経済性の面でプルサーマル発電の方が優れているとは言えない。

通常のウラン燃料による発電よりも費用が増加するのであれば、なぜその追加負担をしてまでプルサーマル発電を行う必要があるのか、十分な説明が必要である。

4 「環境適合」の観点

原子力発電は発電時にはCO₂をほとんど排出しない。しかし、この点は通常のウラン燃料を使用する場合も、MOX燃料を使用するプルサーマル発電の場合も基本的に同じである。

したがって、プルサーマル発電に変更することによって、発電時のCO₂排出量が改善するわけではない。

さらに問題なのは、プルサーマル発電によって発生する使用済みMOX燃料の処理に関してである。

使用済みMOX燃料については、過去に国内外で試験的な再処理実績があり、国は技術的には再処理可能としている。

しかし、日本でプルサーマル発電によって発生する使用済みMOX燃料を商業的に再処理する体制は、現時点では確立していない。

国は第7次エネルギー基本計画において、使用済みMOX燃料の再処理について、国際連携による実証研究などを進め、「2030年代後半を目途に技術を確立する」としている。

つまり、島根2号機でこれからプルサーマル発電を実施すれば、現時点では国内に確立した商業的な再処理体制のない使用済みMOX燃料を新たに生み出すことになる。そして、それは、島根原発のサイト内に搬出の目処のないまま長期間「保管」されることが想定される。

中国電力自身も、その搬出の目処に関して、住民説明会等で、その見通しに関して曖昧な説明に終始している。

通常のウラン燃料による発電からプルサーマル発電に変更することによって、このような新たなバックエンド上の課題を抱えることは、「環境適合」に逆行するものである。

結び

以上のように、島根原発2号機におけるプルサーマル発電は、通常のウラン燃料による発電と比較して、

安全性が高まるわけでもなく、

エネルギーの安定供給が明確に向上する訳でもなく、

経済性が高まる訳でもなく、

環境負荷が軽減される訳でもない。

中国電力自身が原子力発電の必要性を説明する際に掲げてきた「S+3E」という尺度に照らしても、通常のウラン燃料からMOX燃料へ変更してプルサーマル発電を実施する合理的理由は認められない。

よって、住民の安全と将来世代への責任を重視する立場から、島根原子力発電所 2 号機におけるプルサーマル発電計画に対し、議会として反対の意思を表明することを求めるものである。

▶提出者

さよなら島根原発ネットワーク

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
8年－18 (R8.8.28)	地 域	鳥取県議会議員等の選挙における選挙運動用自動車使用等に係る県費負担条例の改正について	
▶陳情事項 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の大幅な改正を求める。			

▶陳情理由 鳥取県の選挙公営制度に関しては、平成27年第20号及び令和7年第13号でも要望したが、国に準じた制度であり国の改正に対応してその都度改正してきているなどの理由から不採択とされた。 ① 掲示場用ポスターの印刷枚数について鳥取県ではポスター掲示場数の2倍を限度としているが、県内の市町村ではポスター掲示場数と同じとする団体が19団体に14団体もあり、それは平成4年の公職選挙法の改正で地方の選挙でも公営制度の導入が可能になった際に「選挙期間の短い選挙にあってはポスター掲示場数を作成枚数の限度とすることが適当」との考えを当時の自治省選挙部が示されたことによるようである。鳥取県では選挙期間が17日間の知事選挙はまだしも、市の選挙の7日間と大差のない9日間の県議会議員選挙の場合も国に準じてポスター掲示場数の2倍とされているが、現在の県議会議員選挙の実態を見たとき、何故そんなに多くの印刷枚数が必要なのか大いに疑問です。印刷枚数を自主的に説明可能な枚数に減らすことが困難であれば、県内市町村に習って限度枚数自体を減らすことを要望する。 ②また、令和5年の県議会議員選挙の際の500円未満と千円クラスの掲示場用ポスターの質にどれほどの差異があるのか確認しようとしたら、鳥取県選挙管理委員会には保管してない、選挙時も候補者からの業者との契約締結の報告と業者からの請求書に従って支払っており、どのようなポスターやビラが作成されたのかは確認していないとのことであり、これも国の制度に準じてのことであろうが、県費の支払手続としては大いに違和感があった。県費を支払う以上、どのようなものが作成されたのかを県としても確認するとともに、後日県民の方からの実物を確認したい等との要望に応えることができる制度に改められることを要望する。 ③さらに選挙運動用自動車の使用を運行契約で一括して行う場合は、車両借用（1日当たり161百円が上限）、燃料供給（1日当たり77百円が上限）及び運転手雇用（1日当たり125百円が上限）のための契約をそれぞれ個別で行う場合（合計で1日当たり365百円が上限）に比べ限度額が相当高額（1日当たり645百円が上限）になっている。日吉津村、日南町及び日野町では一括契約の場合に独自の金額を、日南町では車両借用、燃料供給及び運転手雇用の場合に独自の金額を、さらに日吉津村では燃料供給の1日当りの限度額はなんと500円という独自の金額を設定されている。また、個別の契約で17日間選挙運動用自動車を利用した知事選挙候補者の経費総額を上回る金額を要した一括契約で9日間選挙運動用自動車を利用した県議会議員選挙候補者が8名もおられたことに気付き、大変驚いた。一括契約の場合の限度額の見直しに加えて全県を区域とする知事選挙と境港市や岩美郡のように県の一部の区域とする県議会議員の選挙運動用自動車の燃料供給の上限が同じで良いのかなど限度額全般について再検討いただくよう要望する。
--

④ 最後に限度はあくまで限度であって適正ではないはずだが、「限度額内」→「適法額」→「適正額」となりがちな議員・候補者心理を牽制し、適正金額・適正枚数等を心掛けていただく外圧としての効果が期待できる各候補者の選挙公営制度の利用状況を「積極的に公開」する制度の導入を要望する。

県内の市町村、具体的には４市と東部地区町村の選挙公営制度の利用状況について情報公開制度を利用して確認しようとしたところ、境港市と八頭郡の３町は区域外住民からの情報公開請求には応じない制度になっており確認できなかったが、鳥取市、米子市、倉吉市及び岩美町は適正額の良識派も若干おられるものの、限度額と同額かそれに近い候補者が多く、鳥取県全体の税金の無駄遣いが相当な金額に達していることを確認した。国全体では国の選挙も含めて相当の無駄遣いがあることが推測できる。

これらの状況を打破し、県内市町村だけではなく、全国に鳥取県の『自治』を示される鳥取県議会の御英断を期待している。

▶提出者

鳥取市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
8年－19 (R8.9.2)	地 域	非核3原則の堅持を求める意見書を提出するよう求める陳情	
▶陳情事項 鳥取県議会から国に対して、非核3原則の堅持を求める意見書を提出すること。			

▶陳情理由 非核3原則は、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とした、日本の国是であるとともに、平和憲法を持つ唯一の戦争被爆国としての国際公約でもある。広島、長崎の原爆被害を知る日本国民は核兵器の廃絶を心から願っている。日本世論調査会が2025年8月に行った世論調査でも80%が非核3原則は堅持すべきと回答している。そして、自治体においても鳥取県が昭和62年に核兵器廃絶平和鳥取県宣言を発出しており、その後、全ての市町村から平和宣言が発出されている。これらの宣言の中では「非核3原則の完全実施」と「核兵器の廃絶を世界に向かって訴えていく決意」が高らかにうたわれている。 しかしながら、現在、安全保障関連3文書の改訂に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴い非核3原則の見直しを求める声が与党内から上がっていることに大変な危惧を抱いている。核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核3原則は我が国や地域の安定を築く基盤として今後も確実に守られるべきものである。「核兵器は絶滅を目的とした悪魔の兵器である」と声を上げ続けている被爆者の声に今こそ、耳を傾けるべきである。唯一の戦争被爆国である日本が核兵器の持ち込みを許すことは、世界に向かって訴えている「核兵器廃絶を」は全く説得力を失い、日本の核廃絶への姿勢や熱意が疑われる事態になるであろう。非核3原則の見直しを断じて許すことはできない。
▶提 出 者 原水爆禁止鳥取県協議会